

# 熊本県農業集落排水施設災害復旧事業事務取扱要項

## (趣旨)

第1条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「法」という)及び災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(令和3年4月1日2農振第3503号)、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領(平成23年9月1日23農振第1433号)、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び要領の運用について(平成23年9月1日23農振第1434号)の規定に基づいて市町村が行う農業集落排水施設の災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号(以下「規則」という。))及び熊本県農業集落排水施設整備事業補助金交付要項、及び本要項に定めるところによる。

## (補助率および対象施設)

第2条 補助事業の種類及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業の採択基準は、別表第2に定めるとおりとする。

## (災害報告)

第3条 市町村長は、当該市町村の管理する農業集落排水施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を知事に被害報告調書(別記第1号様式)により報告しなければならない。

2 市町村長は、第1項の被害報告調書に係る被害総額を確定したときは、遅滞なく被害報告書(別記第2号様式)に被害報告調書を添付し、知事に提出しなければならない。

## (事業費の決定)

第4条 知事は、九州農政局長より事業費決定通知があったときは、当該事業費の額(以下「査定決定事業費」という)を決定し、その額を事業主体に通知するものとする。

## (事業の中止等)

第5条 事業主体は、やむを得ない事由により当該災害復旧事業を中止し、又は廃止しようとするときは、災害復旧事業中止等報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の規定により事業の中止等を報告するときは、災害復旧事業計画変更審査表(別記第4号様式)によりあらかじめ知事の審査を受けなければならない。

## (計画変更)

第6条 事業主体は、第4条の規定により知事が決定した結果に変更が生じたときは、災害復旧事業補助計画概要書等変更協議書(別記第5号様式)を知事に提出して協議を行い、その同意を得なければならない。ただし、その変更が軽微なものについては、この限りでない。

2 事業主体は、前項の同意を得ようとするときは、災害復旧事業計画変更審査表に事業費変動調書(別記第6号様式)を添付してあらかじめ知事の審査を受けなければならない。

3 第1項ただし書にいう軽微な変更とは、次に掲げるもの以外のものとする。

ア 主要な工事計画の著しい変更

イ 事業費の20%以上の変動(賃金及び物価の変動によるものを除く)

4 第1項ただし書の規定により知事の同意を得ることを要しない場合にあつては、事業主体は、当該変更後遅滞なく、別記第7号様式によりその概要を知事に報告しなけ

ればならない。

#### **(交付決定前着工申請)**

第7条 交付要項第9条の補助金等交付決定前着工承認申請書は、別記第8号様式によるものとする。

#### **(補助金の交付申請)**

第8条 補助金の交付申請は、交付申請書(別記第9号様式)に事業補助計画書(別記第10号様式)、事業費内訳調書(別記第11号様式)及び収支予算書(別記第12号様式)を添付し、知事に提出しなければならない。

#### **(補助金の変更交付申請)**

第9条 補助金の変更交付申請は、補助金変更交付申請書(別記第13号様式)に事業補助計画書、事業費内訳調書及び収支予算書を添付し、知事に提出しなければならない。

#### **(進捗状況報告等)**

第10条 事業主体は、規則第11条の規定により状況報告を求められたときは、災害復旧事業進捗状況報告書(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。

#### **(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)**

第11条 事業主体は、災害復旧事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### **(実績報告)**

第12条 事業主体は、災害復旧事業が完了したときは、補助事業実績報告書(別記第15号様式)に事業成績書(別記第16号様式)、事業費内訳調書(別記第11号様式)及び収支精算書(別記第17号様式)を添付し、知事に提出しなければならない。

#### **(書類等の整備)**

第13条 事業主体は、当該災害復旧事業の施行に関し、その地区ごとに次の各号に掲げる書類等を整備しなければならない。

- (1) 出面を証する帳簿
- (2) 現金出納に関する帳簿
- (3) 経費の整理に関する帳簿
- (4) 負担金の徴収を証する帳簿
- (5) 工事の出来高を証する帳簿
- (6) 工事の施行状況を示す写真
- (7) 前各号に定めるもののほか工事の施行を証する書類

#### **(雑則)**

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要項は、平成28年12月1日から適用する。

#### **附 則**

この要項は、令和3年4月2日から適用する。ただし、別表1の補助率2は令和2年以降に発生した災害について適用する。

別表第1

県補助金の名称	国補助事業の種類	補助率
熊本県農業集落排水施設災害復旧事業補助金	災害関連農村生活環境施設復旧事業 (集落排水関係)	<p>1 2の補助率が適用される場合以外の場合にあっては、補助事業費の10分の5以内</p> <p>2 激甚地震災害に係る市町村等の集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）と当該集落排水施設の損害により当該市町村等に支払われる保険金額の合計が6,000万円以上、又は当該激甚地震災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10パーセント以上（激甚地震災害に係る集排復旧事業費が当該激甚地震災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5パーセント以上10パーセント未満である場合にあっては、当該激甚地震災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生した全ての激甚地震災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10パーセント以上）である場合にあっては、工事費の10分の8以内</p> <p>なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率2の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>

別表第2

国補助事業の種類	採択基準
災害関連農村生活環境施設復旧事業 (集落排水関係)	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）

## 被害報告調書 (第1報・速報)

市町村名	
発生日	
施設名	
施設の所在地	
被害施設の工種	
被害額	

### 地震情報

発生時刻	
地震のマグニチュード	
震源	
被災箇所震度	

### 参考

補助事業名	
実施年度	

## 被害報告調書 (確定報)

市町村名	
発生日	
施設名	
施設の所在地	
被害施設の工種	
被害額	

### 地震情報

発生時刻	
地震のマグニチュード	
震源	
被災箇所震度	

### 参考

補助事業名	
実施年度	

別記第3号様式(第5条関係)

年災害復旧事業中止(廃止)報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号をもって災害復旧事業の事業費の決定の通知があった 年災害復旧事業のうち、下記箇所に  
係る事業を中止(廃止)したので、熊本県農業集落排水施設災害復旧事業事務取扱要項第5条の規定により報告します。

記

区分 地区番号 及び 箇所番号	年 災			事業主体	工 種	総 事 業 費		既 割 当 額		中 止 (廃 止) の 理 由
	郡 市	町 村	字			事 業 費	補 助 金	事 業 費	補 助 金	

(単位：円)

災害復旧事業計画変更審査表(知事分)

災害名	年 月 日 ~ 月 日		査定官名			立会官名			実地机上の別			
年 災	地区番号	箇所番号	所在地		地区名	工種	施工位置		事業主体名	緊急順位		
年災												
当初申請		査 定		第 回変更		第 回変更		増 減		着 工	着工予定	残事業調査
数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	工期 年 月 日 年 月 日	年 月 日	数量
	千円		千円		千円		千円		千円			金額
申請 年 月 日		査定 年 月 日		同意 番号 年 月 日		同意 番号 年 月 日				工事進捗率 %		年 月 日
地方振興局 審査 (農政事務所) 審査 年 月 日		課長		係長		主査		係員		全体変更(事業量) % 千円		
地方振興局(農政事務所)意見									変 更 内 容 記	工 法 変 更	主要工事にかかる変更 % 千円	
											主要工事以外の変更 % 千円	
										そ の 他 変 更	単価、歩掛の変更 % 千円	
											違算、その他の変更 % 千円	
										上記以外の変更 % 千円		

査定における指示事項		
変 更 理 由		
課 名		審 査 官 意 見
担 当		
課 長		
補 佐		
防 災		
係 長		
主 査		
係 員		

年災害復旧事業補助計画概要書変更協議(報告)書

第 号

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

年発生災害復旧事業補助計画概要書の変更協議(報告)書

年 月 日付け 第 号をもって災害復旧事業の事業費の  
決定の通知があった 年災害復旧事業補助計画概要書について変更したい(し  
た)ので、熊本県農業集落排水施設災害復旧事業事務取扱要項第6条の規定により別  
紙変更地区別一覧表を添えて協議(報告)します。







年災害復旧事業補助計画概要書変更協議(報告)書

第 号

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

年発生災害復旧事業補助計画概要書の変更協議(報告)書

年 月 日付け 第 号をもって災害復旧事業の事業費の  
決定の通知があった 年災害復旧事業補助計画概要書について変更したい(し  
た)ので、熊本県農業集落排水施設災害復旧事業事務取扱要項第7条の規定により別  
紙変更地区別一覧表を添えて協議(報告)します。



第 号

年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

住所

氏名

熊本県農業集落排水施設災害復旧事業補助金  
交付決定前着工承認申請書

年発生熊本県農業集落排水施設災害復旧事業において、別紙地区は、緊急  
施行を要するため、補助金等交付決定前に工事着手したいので、承認されますよ  
う熊本県農業集落排水施設災害復旧事業事務取扱要項第7条の規定により申請し  
ます。



別記第9号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住所  
(申請者)  
氏名

熊本県農業集落排水施設災害復旧事業補助金交付申請書

下記のとおり熊本県農業集落排水施設災害復旧事業を実施したいので、金  
円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県農業集落排水  
施設災害復旧事業事務取扱要項第8条の規定により関係書類を添えて申請し  
ます。

記

- 1 事業の目的・・・別紙のとおり
- 2 事業の内容及び経費の配分・・・別紙のとおり
- 3 交付を受けようとする補助金の額及び補助金の額の算出基礎  
・・・別紙のとおり







別記第 12 号様式（第 8 条）

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
市町村費		
そ の 他		
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

（注）区分欄の記入方法

- 1 市町村直営、団体営等直接補助事業の場合、収入の部は自己負担分を含めて記入し、支出の部の区分欄は（賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費、工事費、用地買収費、補償費、工事雑費・・・等）を記入し、計欄は事業費総額とすること。
- 2 間接補助事業の場合の支出の部の区分欄は、事業補助金、事業負担金等のほか、事務費がある場合は事務費の節区分を記入し、計欄は補助等に要する総額とすること。
- 3 不要な文字は、削除すること。
- 4 変更の場合は、変更前を下段に、変更後を上段に記入すること。

別記第 13 号様式（第 9 条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住所  
(申請者)  
氏名

熊本県農業集落排水施設災害復旧事業補助金変更交付申請書

熊本県農業集落排水施設災害復旧事業補助金を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第 7 条及び熊本県農業集落排水施設災害復旧事業事務取扱要項第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円（うち前回までの申請額金 円）  
2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業補助計画書  
2 事業費内訳調書  
3 収支予算書



別記第 15 号様式（第 12 条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住所  
(補助事業者)  
氏名

熊本県農業集落排水施設災害復旧事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 年度熊本県農業集落排水施設災害復旧事業を実施しましたので、熊本県補助金等交付規則第 13 条及び熊本県農業集落排水施設災害復旧事業事務取扱要項第 12 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業成績書
- 2 事業費内訳調書
- 3 収支精算書



別記第 17 号様式（第 12 条関係）

収支精算書

1 収入の部

区 分	精 算 額	備 考
県補助金		
市町村費		
そ の 他		
計		

2 支出の部

区 分	精 算 額	備 考
計		

（注）区分欄の記入方法

- 1 市町村直営、団体営等直接補助事業の場合、収入の部は自己負担分を含めて記入し、支出の部の区分欄は（賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費、工事費、用地買収費、補償費、工事雑費・・・等）を記入し、計欄は事業費総額とすること。
- 2 間接補助事業の場合の支出の部の区分欄は、事業補助金、事業負担金等のほか、事務費がある場合は事務費の節区分を記入し、計欄は補助等に要する総額とすること。
- 3 不要な文字は、削除すること。
- 4 変更の場合は、変更前を下段に、変更後を上段に記入すること。